

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年1月18日（平成29年（行情）諮問第22号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行情）答申第826号）

事件名：平成25年度特定刑事施設視察委員会提出資料に該当する文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書1及び2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

文書1 平成25年度 特定刑事施設視察委員会提出資料に該当する文書

文書2 平成26年度 特定刑事施設視察委員会提出資料に該当する文書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月1日付け仙管発第979号により仙台矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

平成28年9月1日付けで、平成25年度・平成26年度、特定刑事施設視察委員会提出資料に該当する文書の不開示決定を受けたが、同じ様に申し立てた平成24年度は、平成24年特定年月日付け刑事施設視察委員会「施設概況」とあり、新しい年度の文書がないのはおかしく不当であり、また、それに準じる文書の名称等の情報提供もなく、上記不開示決定の取消しを求める。

（2）意見書（添付資料略）

ア 本件決定までの経緯について

（ア）法に基づき開示請求した。

（イ）連絡文書により、平成24年度のみ請求に合致する文書が存在し、他請求2件は合致する文書が存在しないとの説明を受けた。

（ウ）上記（イ）に対し、受刑中の立場で1月に発信できる通数制限があることから回答できなかった。

（エ）行政文書は作成されていないためとして、不開示決定がなされた。

イ 本件対象文書について

(ア) 本件開示請求文書は、刑事施設及び被収容者等の処遇に関する規則6条に基づき毎年度提出が義務づけられている資料に該当するものであり、上記ア(エ)にある理由、作成されていないということはありません。理由説明書でも保存期間1年未満の文書と認められており、また、特定文書「施設概況」は上記規則に該当する文書で、請求した文書は、刑事施設視察委員会提出資料に該当する文書であり、マイクロソフトパワーポイントにより作成していたとしても、前記規則にある職員の充足状況等はそれに該当する文書が上級庁に対し報告書として作成されている(矯正実務六法より)もので、本件に該当するものであり、いずれも、提出資料の文書が定められているものであるから、類似の該当文書が特定できるものと思料され、諮問庁の内局である矯正局では、それを基に各刑事施設の欠員等報告書を作成している。

また、仙台矯正管区に対し別件で開示請求をした際理由説明書記載のとおり請求文書の「幹部職員名簿及び組織図」が作成されていなくても同様の文書で、各種視察や参観等に係る資料として作成された組織図を該当文書として特定、情報提供され開示されている。

(イ) 本件で処分庁は、「平成24年度施設概況」を特定し、翌年度からは、本件対象文書が作成されていないとの情報提供のみで、諮問庁提出理由説明書3にあることは不知であり、法22条に基づきすみやかに情報が提供される事案だったと思料される。

また、法務省矯正局の下部組織である名古屋矯正管区などでは文書の保存期間満了後も、保存期間の満了の為存在しないとの情報提供なされる。

ウ 以上の事から、開示請求内容に該当する文書は作成又は保有していると思料され、また、提出資料ではなく、それに該当する文書であることからすみやかに開示することが妥当であり、本件決定は不当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した、「平成25年度 特定刑事施設視察委員会提出資料に該当する文書」及び「平成26年度 特定刑事施設視察委員会提出資料に該当する文書」(本件対象文書)について、処分庁が、行政文書不開示決定通知書をもって、当該開示請求に係る行政文書は、作成されていないためとして、不開示とする決定(以下、第3においては「本件決定」という。)を行ったことに対するものであり、審査請求人は、本件対象文書がないのはおかしく不当であり、また、それに準じる文書の名称等の情報提

供もないとして、本件決定の取消しを求めていることから、以下、本件決定の妥当性について検討する。

2 本件決定までの経緯等について

本件開示請求から本件決定までの経緯等については、以下のとおりである。

(1) 平成28年7月6日受付で、審査請求人から処分庁宛てに、行政文書開示請求書の送付があり、当該開示請求書には請求する行政文書の名称等として、

ア 平成24年度 特定刑事施設視察委員会提出資料に該当する文書

イ 平成25年度 特定刑事施設視察委員会提出資料に該当する文書

ウ 平成26年度 特定刑事施設視察委員会提出資料に該当する文書と記載されていた。

(2) 処分庁は、同月20日付け連絡文書により、審査請求人に対し、上記

(1) アの請求に合致していると思料される文書は、「平成24年特定月日付け刑事施設視察委員会「施設概況」(特定刑事施設)」であり、請求件数は1件となること、上記(1)イ及びウ(本件対象文書)の請求に合致している文書は存在せず、請求を維持した場合、文書不存在により不開示決定がなされるものと思料されることについて情報提供するとともに、当該情報提供を踏まえ、上記(1)アないしウに係る開示請求を維持するか否かについて、回答期限を同年8月3日と定めた上で、意思確認を行ったが、審査請求人からは、同期限までに特段の回答を得られなかった。

(3) 処分庁は、法10条2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長した上で、同年9月1日付け行政文書開示決定通知書をもって、平成24年特定月日付け刑事施設視察委員会「施設概況」(特定刑事施設)について開示決定を行い、また、同日付け行政文書不開示決定通知書をもって、当該開示請求に係る行政文書は、作成されていないためとして、本件対象文書について、不開示とする決定を行った。

3 本件対象文書の保有の有無について

特定刑事施設では、標準文書保存期間基準に基づき、行政文書の分類、保存期間及び保存期間満了後の措置等の設定を行っているところ、刑事施設視察委員会に対して提出した文書については、同基準に基づき、保存期間を3年として、行政文書ファイル「刑事施設視察委員会の庶務に関する文書」にまとめている。

平成24年度については、刑事施設視察委員会に対し「施設概況」を提出したことから、平成24年度に係る行政文書ファイル「刑事施設視察委員会の庶務に関する文書」に保存されていた「平成24年特定月日付け刑事施設視察委員会「施設概況」(特定刑事施設)」を特定した。

これに対し、平成25年度及び平成26年度については、刑事施設視察委員会に対して、マイクロソフトパワーポイントを用いて、施設概況等について説明しており、紙媒体又は電磁的記録により、同委員会に対して、当該施設概況等に係る資料を提出することはしていないことから、本件対象文書は作成されておらず、平成25年度及び平成26年度に係る行政文書ファイル「刑事施設視察委員会の庶務に関する文書」に保存もされていなかった。

また、マイクロソフトパワーポイントにより作成した施設概況等については、刑事施設視察委員会に対する説明を終えた時点で役割を終える性質の文書であることから、同基準に基づき、保存期間1年未満の行政文書として整理し、開示請求の時点において、既に廃棄されており、そのため、審査請求人に対する情報提供についても行っていない。

したがって、本件対象文書を作成又は保有していないことに不自然、不合理な点はない。

- 4 以上のことから、開示請求の時点において、本件対象文書を作成又は保有している事実は認められず、また、処分庁は、審査請求人に対し、その旨を情報提供するとともに、開示請求を維持するか否かについて意思確認を求めたにもかかわらず、審査請求人から特段の回答を得られなかったことから、当該開示請求に係る行政文書は、作成されていないためとして、本件決定を行ったものであり、本件決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年1月18日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月20日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同月23日 | 審議 |
| ⑤ | 同年3月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成25年度 特定刑事施設視察委員会提出資料に該当する文書」（文書1）及び「平成26年度 特定刑事施設視察委員会提出資料に該当する文書」（文書2）である。

処分庁は、本件対象文書は作成されていないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書がないのはおかしく不当である等として、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 理由説明書(上記第3)及び当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させた結果によれば、諮問庁は、特定刑事施設視察委員会に提出された資料等に関し、おおむね以下のとおり説明する。

ア 特定刑事施設では、刑事施設視察委員会に対して提出した文書については、標準文書保存期間基準に基づき、保存期間を3年として、行政文書ファイル「刑事施設視察委員会の庶務に関する文書」にまとめている。

イ 処分庁は、審査請求人から上記第3の2(1)のとおりの開示請求を受けて、まず、平成24年度に係る行政文書ファイル「刑事施設視察委員会の庶務に関する文書」を探索したところ、特定刑事施設視察委員会提出資料に該当する文書としては、「平成24年特定月日付け刑事施設視察委員会「施設概況」(特定刑事施設)」の1文書のみが存在することが確認された(なお、同文書については、上記第3の2(3)のとおり別途開示決定がなされている。)

ウ しかしながら、平成25年度及び平成26年度に係る各行政文書ファイル「刑事施設視察委員会の庶務に関する文書」も探索したが、「特定刑事施設視察委員会提出資料に該当する文書」の存在は確認できなかった。

エ なお、上記イの特定刑事施設視察委員会「施設概況」(特定刑事施設)が、平成24年度のものには存在するのに対し、平成25年度及び平成26年度のものには存在しないことについては、次のような事情がある。すなわち、平成25年度及び平成26年度に開催された特定刑事施設視察委員会においては、特定刑事施設の職員が施設概況等の説明をするに当たって、書面に基づく説明に代えて口頭で説明を行っており、その際、口頭説明の補助資料としてパワーポイントを用いたが、特定刑事施設視察委員会に対して紙媒体又は電磁的記録による資料は提出しておらず、また、当該パワーポイントのデータ(以下「本件データ」という。)については、口頭説明後、保存期間1年未満の行政文書として、開示請求時点において既に廃棄済みである。

なお、平成27年度以降は、平成24年度と同様に、書面を提出して施設概況等を説明している。

(2) そこで、まず、本件データの保存期間(1年未満)について、平成24年度及び平成27年度以降の施設概況等に関する説明のために刑事施設視察委員会に対して提出した文書の保存期間(3年)とは異なる取扱いがなされている理由に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、平成24年度及び平成27年度以降の上記の

文書は、刑事施設視察委員会に対して施設概況等に関する説明をするために作成・提出した文書であるから保存期間を3年としたのに対し、本件データは、口頭説明の際の補助資料という位置付けであったため、保存期間1年未満の行政文書として取り扱ったなどと説明する。この点、行政文書の保存期間等の設定は、基本的には行政機関の長に委ねられているとはいえ、上記の各行政文書の保存期間につき異なる取扱いがなされる理由が必ずしも十分に説明されているとはいえないようにも思われる。

- (3) しかしながら、本件データが、開示請求時点において既に廃棄済みであるとの諮問庁の説明については、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。
- (4) また、念のため、当審査会事務局職員をして、諮問庁に文書の探索の方法及び範囲を確認させたところ、特定刑事施設の担当課の執務室、文書庫及びパソコンの共有フォルダ内を探索したが、本件対象文書に該当する文書はなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題は認められない。
- (5) その外、本件対象文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、仙台矯正管区において、本件対象文書を保有していないとの諮問庁の説明は首肯せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

諮問庁は、上記第3の3のとおり、本件データは保存期間1年未満の行政文書として整理したなどと説明することから、当審査会において、諮問庁から特定刑事施設の標準文書保存期間基準の提示を受け確認したところ、行政文書の保存期間を1年未満とする旨の明示的な規定は見当たらなかった。これについて、諮問庁は、特定刑事施設においては、標準文書保存期間基準の「事項」欄に定めのない行政文書についても、その保存期間を定めなければならないが、こうした行政文書についての保存期間基準の定めが遺脱があった旨説明する。

公文書等の管理に関する法律では、行政機関の長は、行政文書の保存期間等を設定しなければならない旨規定されていることに鑑みると、今後、当該行政機関の長においては、当該法律の趣旨を踏まえ、文書管理のより一層の適正化を図ることが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、仙台矯正管区において本件対象文書を保有し

ているとは認められず，妥当であると判断した。
(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史